

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、平成2年9月1日から6年4月1日まで国民年金に加入していた。その間の国民年金保険料は、自分が納付組織で、又はA町（現在は、B市）の職員である自分の娘が町役場内の指定金融機関で納付していたにもかかわらず、2年9月から3年3月までの期間が未納になっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間はすべて未納となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立期間前後も同じ町内に居住していることから、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料について、申立人は、「自分又は自分の娘が保険料を納付した。」としているところ、「申立期間の保険料は、すべて自分が納付した。」としている申立人の娘の納付方法に関する供述は、当初、「納付組織を通じて又は金融機関で納付した。」としていたが、その後、「毎月、金融機関で納付した。」と変遷している。

さらに、申立人の娘が、供述どおり金融機関で毎月納付したとした場合、7か月間連続して納付記録が残っていないことは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 1035 (事案 394 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から55年1月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年10月から55年1月まで  
② 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和49年10月に会社を退職し、A町役場で国民年金の任意加入手続を行い、毎月の国民年金保険料は、近所の集金人を通じて納付していた。

その後、昭和50年2月にB市に転居してからは、金融機関の外交員が毎月自宅に来てくれていたので、保険料の納付を依頼していた。

また、昭和58年9月に夫の転勤でC県へ転居したが、その時は、銀行で納付し、59年7月にD市に転居後は、金融機関の外交員又は農協で納付していた。

義母とC県在住時の知人が、私が保険料を納付していたことを証言してくれると言っており、納付していたのは間違いないので再審議をしてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の任意加入者の国民年金被保険者資格取得日から昭和55年2月ごろと推認でき、B市が保管する国民年金被保険者名簿では、同年2月4日に任意加入で国民年金被保険者資格を取得した記録となっており、当該月以前の国民年金保険料の納付については、「納付不要」と記載されていることから、申立期間①は、未加入期間と推認されるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、ii) 保険料を納付していたとする金融機関に申立期間当時の申立ての口座の出入金に関する記録を照会したが、保険料の納付に該当する出金記録は見当たらないこと、申立期間②については、D市が保管する被保険者名簿の摘要欄に、

「昭和 60 年 3 月 15 日に来庁し、12 月まで納付して喪失しようと思う」との記載があり、当該名簿の保険料納付記録の昭和 59 年度欄は未納と記載され、資格喪失は 60 年 4 月 1 日と記載されていることから、任意加入被保険者の資格喪失の届出を行ったことが推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の納付方法、申立人が関係各機関に照会した結果等を詳しく説明しているものの、これまでの主張を繰り返すのみで、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料は無く、C 県在住時の知人からは申立人の保険料納付に係る証言は得られず、また、義母の供述は申立人の A 町在住時に係る申立てと齟齬<sup>そご</sup>は無いが、納付を裏付けるまでには至らない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。